

国立市財政改革審議会 最終答申

平成 25（2013）年 8 月

国立市財政改革審議会

目 次

最終答申にあたって	1
第 1 章 国立市が目指すべきまちの将来像	2
〔図 1〕 国立市における将来人口推計	
第 2 章 市財政の現状と健全化に向けた取り組み	4
(1) 市財政の現状と課題	
〔表 1〕 国立市の歳出決算額と赤字補てん額の推移	
〔図 2〕 義務的経費・繰出金支出と市税収入の推移	
(2) 中間答申における「財政健全化のための具体的方策」	
〔表 2〕 中間答申における「健全化個別項目と健全化効果額試算」	
(3) 中間答申を受け市が実施した健全化取り組みについて	
〔表 3〕 中間答申後の国立市の健全化取組状況	
第 3 章 市財政運営の基本的なあり方と健全化目標の設定	10
(1) 市財政運営の基本的なあり方	
(2) 中期財政収支見通しと財政健全化目標の設定	
〔表 4〕 中期財政収支見通し	
〔図 3〕 今後 10 年間の決算時財源不足額	
第 4 章 財政健全化のための具体的方策	15
(1) 6 つの視点ごとの基本原則と健全化個別項目	
〔図 4〕 財政健全化に向けた 6 つの視点	
〔表 5〕 部門別の職員配置構成	
〔図 5〕 市民 1 人 1 日あたりごみ量の推移	
〔図 6〕 私立保育園と公立保育園の児童 1 人あたり年間運営経費比較	
(2) 個別項目実施に伴う健全化効果額試算	
〔表 6〕 健全化個別項目と健全化効果額の試算	
第 5 章 財政健全化のための仕組みづくり	34
(1) 今後の各種市民負担見直しに係るルール	
(2) 財政健全化のための仕組みづくり	
〔図 7〕 財政健全化のための仕組み（イメージ）	
おわりに	37
＜参考資料＞	

最終答申にあたって

国立市財政改革審議会は、平成 24（2012）年 3 月 22 日に国立市長より次の 3 つの諮問事項を受けました。

- （1） 国立市財政の基本的なあり方について
- （2） 財政健全化のための具体的方策
- （3） 今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて

本審議会は、その後 1 年 4 か月にわたり慎重かつ活発な議論を重ね、平成 24（2012）年 8 月には中間答申を市長へ提出し、このたび、諮問事項に関する審議会の考え方を最終答申としてまとめました。

審議にあたって、まず国立市の将来像を共有することから始めました。そこでは、みどりあふれる文教都市として子ども、若者による活力にあふれ、高齢者も活き活きと暮らして行けるまちづくりを目指すことを審議のゴールに定めました。続いて、そうした市の将来像を実現するための健全な財政の基盤づくりに向けて努力を傾けてまいりました。

審議の中間段階で提出した中間答申のうち、一部項目は平成 25（2013）年度予算に反映され、長年懸案となっていた一般会計から特別会計への繰出金の一部削減も図られました。下水道事業特別会計では、借入金返済の長期化を図ることで 2 億円の財政健全化を実現しました。しかし、国民健康保険特別会計への赤字補てんの見直しについては、一部進展が見られたものの、まだ道半ばの状態にあります。

最終答申では、市の最新の財政状況と取り組みを踏まえ、財政健全化に向けた目標を確認した上、その実現に向けた具体的な取り組みを提案いたします。

行政の徹底的な見直しなど、中間答申での指摘を着実に実行することに加え、補助金・負担金や扶助費のうち特に市の裁量性の高いものの徹底的な見直しと、その検討にあたる外部評価機関の設置を求めます。

また、積極的に子育て世代を呼び込む施策に重点的に資源を配分していくため、保育園の民営化についての提言を行ったほか、市の施設運営・管理の民営化や指定管理者制度の一層の活用などについても提言いたします。

最終答申を踏まえ、国立市においてはその将来像の実現の基盤となる財政健全化に積極的に取り組まれることを強く期待いたします。

平成 25（2013）年 8 月 21 日

国立市財政改革審議会

会 長 田近 栄治

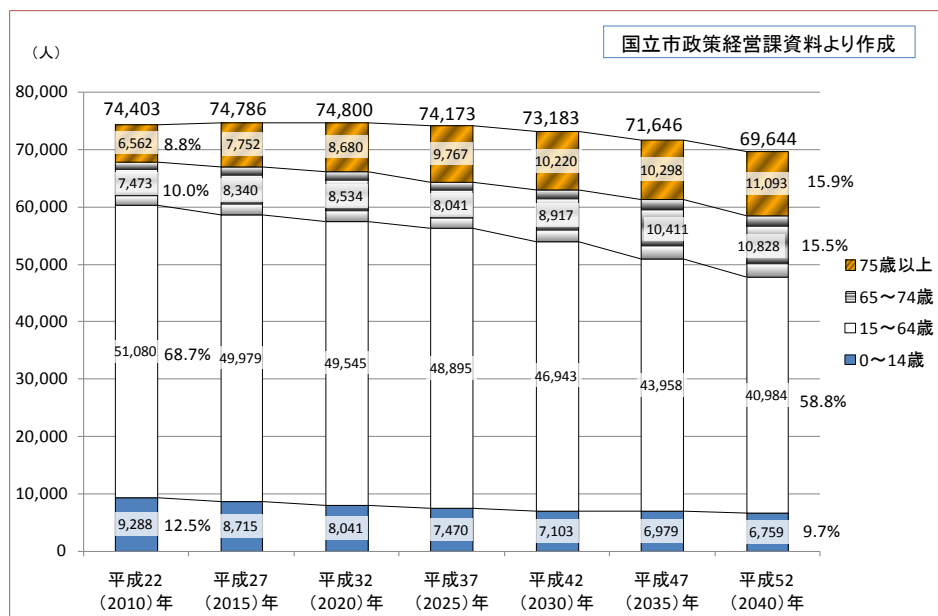
第 1 章 国立市が目指すべきまちの将来像

日本はいよいよ人口減少社会に突入する。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、現在約 1 億 2,800 万人である日本の人口は、30 年後の平成 52（2040）年には約 1 億 730 万人となることが見込まれている。また、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）はともに減少していくことが見込まれる一方、前期高齢者人口（65～74 歳）、後期高齢者人口（75 歳以上）は増加することが見込まれている。

このような推計から見てくる 30 年後の日本の姿は以下のとおりである。

- 人口が急速に減少することにより、労働力人口が減少し、生産力の低下をもたらす。また、現状の公共施設の機能に余剰が生じる
- 65 歳以上の高齢者人口に比率が高まることにより、医療・介護に関する費用が増大する。また、その財源の多くを生産年齢人口で負担しなければならなくなる
- 年少人口、生産年齢人口比率が減少することにより街の活力が失われ、購買意欲の低下や住民税等の税収の低下を招く

また、「国立市における将来人口推計（図 1）」のとおり、国立市の人口推計も日本全体と同様の傾向を示しており、現在約 7 万 4,400 人である市の人口は、30 年後の平成 52（2040）年には 7 万人を下回ることが見込まれ、年少人口と生産年齢人口の減ならびに前期高齢者人口、後期高齢者人口の増が見込まれている。



〔図 1〕国立市における将来人口推計

日本全体における将来人口推計と比較した国立市の特徴は以下のとおりである。

- 今後 30 年間の国立市の人口減少スピード（マイナス 6.2%）は、日本全体の減少スピード（マイナス 16.2%）に比べると緩やかである
- 30 年後の国立市における 65 歳以上の人口構成比率（31.5%）は、日本全体における 65 歳以上の人口構成比率（36.1%）を下回っている
- 30 年後の国立市における生産年齢人口（15～64 歳）の人口構成比率（58.8%）は、日本全体における生産年齢人口の人口構成比率（53.9%）を上回っている

このように、国立市においても人口減少は避けられないものの、大都市圏に位置していることから人口減少や高齢化のスピードは日本全体と比べ緩やかとなる見込みである。国立市はこうした将来に向けた活力を生かして、魅力あるまちづくりを積極的に進めていくべきである。

そのための指針として、市の行政経営方針に掲げる「365 日 24 時間安心・安全のまちづくり」における 4 つの柱を踏まえ、次のような将来像を描き、推進していくべきである。

＜国立市が目指すべきまちの将来像＞

- ◆ 人口減少社会においても、みどりあふれる文教都市として子ども、若者による活力に充ちあふれ、また、高齢者も生き活きと暮らしているまちとなっていること

また、「国立市が目指すべきまちの将来像」の実現にあたり、必要となる政策は以下の 5 点である。

＜「国立市が目指すべきまちの将来像」を実現するにあたり必要な政策＞

- ◆ 生産年齢人口の確保
- ◆ 次世代を担う子ども、若者の育成
- ◆ みどりあふれる文教都市である強みを活かした、まちのブランド化
- ◆ 保育環境・子育て環境の充実
- ◆ 地域包括ケアシステムの確立

国立市は、これら政策に直結する事業を着実に実施・展開することにより、まちの将来像を実現していくべきである。

第2章 市財政の現状と健全化に向けた取り組み

(1) 市財政の現状と課題

第1章では、「国立市の目指すべきまちの将来像」及びその実現のために必要となる政策について確認を行ったが、少子高齢社会が今後も進展することにより、扶助費、医療・介護給付は確実に増加し、決算規模もそれに対応するように増加していくことが見込まれる。

それに加え、第1章の「国立市が目指すべきまちの将来像」を実現するためには、政策・事業を新たに実施・展開していく必要があり、その事業費の確保も必要となってくる。

そこで、第2章では市財政の現状を確認し、そこから国立市が抱える課題を抽出する。

[表1] 国立市の歳出決算額と赤字補てん額の推移

(単位: 百万円)

年度	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)
歳出決算額	21,863	23,522	22,458	21,389	21,880	22,454	24,885	24,020	25,617	25,426	25,364
決算時差引財源不足額	△ 300	△ 1,346	△ 1,709	△ 961	△ 906	△ 526	△ 859	△ 773	△ 799	△ 647	△ 469
不足する財源の手当て	300	1,346	1,709	961	906	526	859	773	799	647	469
赤字地方債(臨時財政対策債・減税補てん債)	531	896	1,625	948	947	672	650	640	934	700	540
財政調整基金取崩額ー積立金(△マイナスの場合は、積んだ額の方が多いいことを表している)	△ 231	450	84	14	△ 42	△ 146	209	133	△ 135	△ 53	△ 71

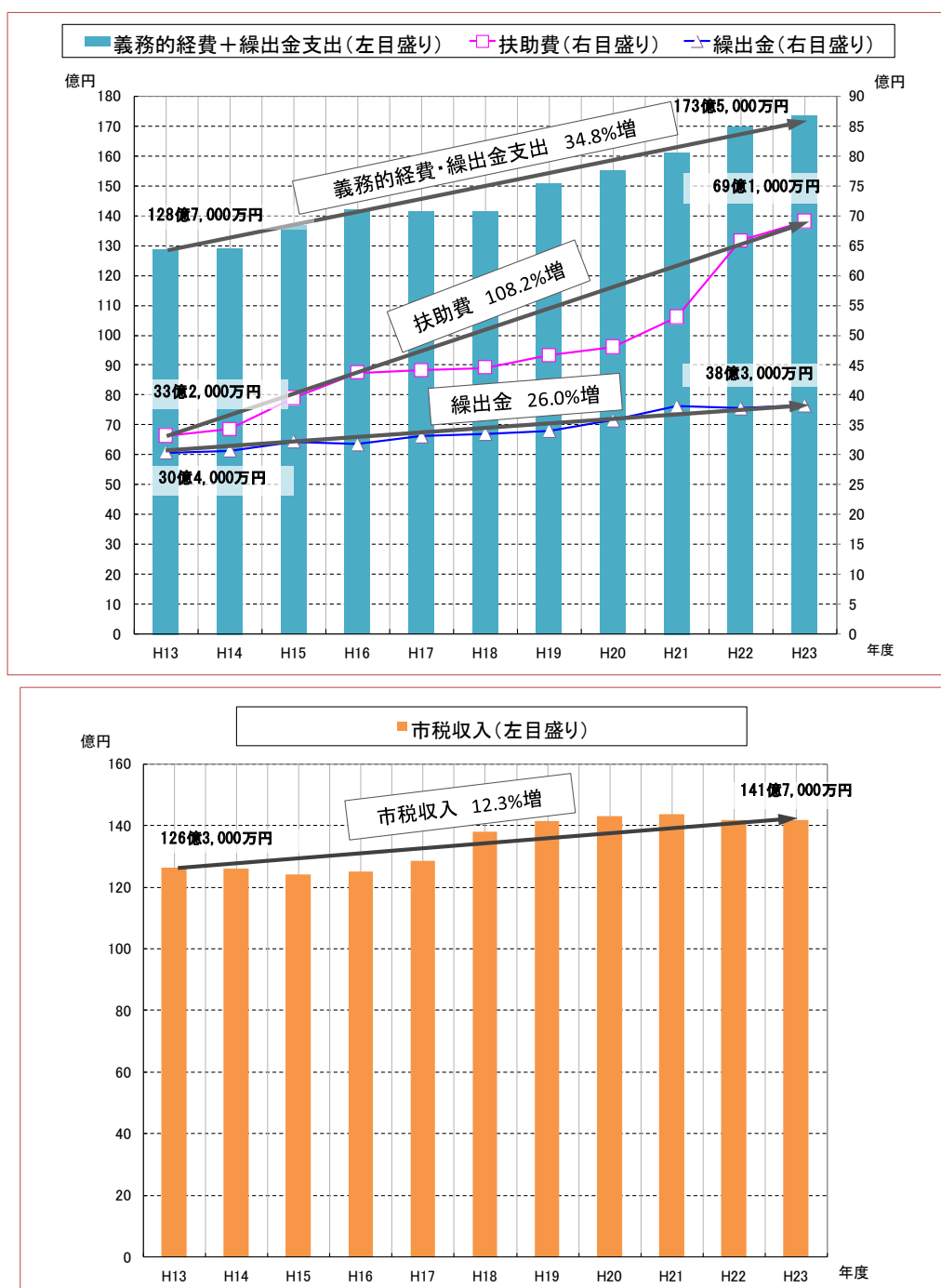
「国立市の歳出決算額と赤字補てん額の推移(表1)」のとおり、地方交付税制度の改正により臨時財政対策債制度が設けられた平成13(2001)年度以降の国立市の歳出決算額は210億円台から250億円台で推移してきている。年度ごとに増減要因はあるが、平成21(2009)年度以降の歳出決算額が250億円台となっている理由は、平成21(2009)年度に定額給付金支給事業が実施されたことや、平成22(2010)年度から、国により子ども手当(児童手当)制度が拡充された影響によるものである。

歳出額すべてを市税や国庫補助金、交付税等の収入により賄うことができれば良いが、現状では収入が不足しており、赤字地方債(臨時財政対策債・減税補てん債)の発行と収支状況がひっ迫している際に使う貯金である財政調整基金の取り崩しの2つの財源手当てにより、決算時の財源調整を行っている。

「国立市の歳出決算額と赤字補てん額の推移(表1)」を見ても、年度ごとの

多寡はあるものの、国立市では、赤字地方債の発行と財政調整基金の取り崩しにより財政運営を行ってきたことがわかる。

次に、「義務的経費・繰出金支出と市税収入の推移（図2）」を見ると、国立市は市税収入の伸びに対し、人件費や扶助費といった義務的経費等の伸びが上回っており、厳しい財政運営を強いられていることがわかる。



〔図2〕義務的経費・繰出金支出と市税収入の推移

その要因として、歳出面では、昭和の終わりから平成の初めにかけて急速に整備した下水道事業の元利償還金の負担が重いことや、高齢化の進展や長引く不況等により、扶助費、医療や介護給付に関する特別会計への繰出金の伸びが大きくなっていること等が考えられる。

歳入面では、地方交付税交付額の大幅減等、国の地方財政に対する支出の絞り込みが行われたことや、地方交付税や補助金の削減に見合った税財源移譲が行われなかったこと（三位一体改革による影響）等が考えられる。

また、国立市はこれまで職員定員管理や市税等の徴収体制強化といった財政健全化に向けた取り組みを実施し、平成 20（2008）年度から平成 24（2012）年度の 5 年間で約 18 億円の収支改善を行ってきた。しかしながら、義務的経費等の伸びが大きかったことから、財政構造の根本的な改善までには至っておらず、また、健全化効果額の大きな一部の項目が実施されていない状態が続いてきた。

＜国立市財政の課題＞

- ◆ 歳出の伸びに歳入の伸びが追いついておらず、赤字地方債の発行と財政調整基金の取り崩しにより財政運営を行っている
- ◆ 行財政健全化に向けたこれまでの市の取り組みのうち、健全化効果額が大きな一部の項目が実施されていない

国立市の財政状況や過去の経過を詳しく見ていくと、以下の点が国立市の特徴であり、他の自治体に比べて「国立問題」とも言うべき財政状況を作り出してきたといえる。

＜国立市の特徴＞

- ◆ 「負担は低く、サービスは上乘せ」という状態が、市民が負担しなければならない公共料金をはじめとしたさまざまな負担、サービスについて存在する
- ◆ 補助金の適正化、負担やサービスの見直しについて、市議会や歴代の市長が有効な手立てをとらず、市民にもそのことについて正確に知らされなかった結果、大きな財政赤字をもたらす構造を生み出した。

また、これまでに市が設置した財政健全化に関する審議会等の答申や、行政が策定した改革プランにおいて健全化に関する様々な提言・取り組みの計画があったものの、実際には一回限りの改革に終わりその後継続的な見直しがなされなかった事項、また、具体化されなかった事項が見受けられた。

(2) 中間答申における「財政健全化のための具体的方策」

このような国立市財政の現状と課題に対し、本審議会は財政健全化のための具体的方策等について審議し、平成 24（2012）年 8 月に中間答申を国立市長に提出した。

中間答申では、財政健全化に向けた改善目標を約 12 億円と設定し、「中間答申における「健全化個別項目と健全化効果額試算（表 2）」のとおり、健全化個別項目と健全化効果額の試算を行った。なお、中間答申時点における健全化効果額試算の合計は「約 7 億円」であった。

[表 2] 中間答申における「健全化個別項目と健全化効果額試算」

視 点	個別項目	健全化効果額の試算	備 考
行政の徹底的な合理化から	職員人件費①(定員管理)	1,680 万円	14 人の削減が必要。 削減する職員を主事級と仮定し、1 人あたりの人件費を社会保険事業主負担分及び退職金を勤務年数で除した額を含め平均 620 万円、代替経費を 500 万円と仮定し、14 人を乗じて試算すると 1,680 万円。 ※ただし、施設民営化により定員を削減する場合は、効果額の二重計上とならないよう、合計から控除する必要がある。
	全事務事業の見直し		事業仕分け等外部評価の導入による見直し。
	職員人件費②(退職手当)	4,400 万円	官民格差を国家公務員並みの 400 万円と仮定し、また平均定年退職者数を 11 人とし、これらを乗じて試算すると、4,400 万円。
	議会費	3,900 万円	類似団体並み(定員 2 名削減効果約 1,700 万円、議員 20 名報酬減額(期末手当支給月数の市職員並み引き下げ含む)効果 2,200 万円)として試算。
特別会計の健全化を	国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮	3 億 300 万円	類似団体が国立市並みに徴収率を上げた場合の被保険者 1 人あたり赤字補てん額との差を改善した場合の試算。
	下水道事業特別会計繰出金の圧縮	1 億 9,300 万円	汚水処理費回収率を 100%とした場合の繰出金額の試算。
補助金・負担金等の見直しを	補助金・負担金全般		任意性の高い市独自の項目(約 3 億 2,000 万円)の重点的な見直し。
	扶助費全般		任意性の高い市独自の事業(約 4 億 2,000 万円)の重点的な見直し。
行政サービスと事業の適正な負担を	総合体育館施設使用料(グリーンパス)	221 万円 ～712 万円	平成 23(2011)年度の利用実績をもとに、平成 21(2009)年のアンケートによる年齢構成から試算。
	自転車駐車場使用料	4,900 万円	類似団体並みとして試算。
	家庭ごみ処理手数料	5,900 万円	多摩川衛生組合加入市並みとして試算。 試算は事業収支及び組合負担金の合計。
	保育料	180 万円	最高所得者階層を引き上げた場合で試算。
	都市計画税		税率 0.30%の条例本則(制限税率)とした場合、約 1 億 3,000 万円と試算。 ※検討継続事項
市民サービスの向上・効率化を	資産の有効活用		低・未利用地を積極的に活用する。
	施設民営化(保育園等)		公立保育園は定員 108 人 2 園、定員 100 人 2 園の決算額の平均、民間保育園は定員 108 人、定員 100 人の支弁額の平均で試算。 (保育園 1 園あたり 6,900 万円と試算) ※中期的な見直し
市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために	「365 日 24 時間安心・安全なまちづくり」の実現	—	魅力あるまちづくりや、まちの活性化を通じて税収増を図る。 ※計画事業を工夫精査することでも、経費の削減を図る
合 計		7 億 781 万円 ～7 億 1,272 万円	

(3) 中間答申を受け市が実施した健全化取り組みについて

本審議会の中間答申を受け、国立市が平成 25（2013）年度予算に向け実施した健全化取り組みは以下の 5 項目である。

ア. 職員人件費(退職手当)

職員組合との合意が平成 25（2013）年 2 月となり、平成 25（2013）年度当初予算には反映されていないが、給与改定に関する条例改正は平成 25 年国立市議会第 1 回定例会（3 月）で可決され、平成 25（2013）年 4 月から施行している。改正内容は次の 2 点である。

①退職手当は、平成 25（2013）年度から段階的に減額し、平成 27（2015）年度から本則適用される。（都準拠、1 人あたり平均マイナス 280 万円）（効果額は 1,400 万円）

②扶養手当の減額、部長職給料減額（マイナス 8%）など（効果額は 1,000 万円）

なお、これらにより平成 25（2013）年度決算では 2,400 万円の健全化効果額を見込んでいる。

イ. 議会費

平成 24 年国立市議会第 3 回定例会（9 月）において、議員提出により、議員の期末手当の月数をこれまでの 4.4 か月から市長、職員等と同様の 3.95 か月に変更する議案が上程され、可決された。平成 25（2013）年 4 月 1 日より施行され、平成 25（2013）年度当初予算における健全化効果額は 590 万円であった。

ウ. 国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮

平成 24（2012）年 11 月に国立市長が国民健康保険運営協議会へ諮問した内容では、健全化効果額がマイナス 3 億円程度の税率改定（24%程度の増改定）であったが、平成 25（2013）年 1 月の国民健康保険運営協議会答申では、健全化効果額がマイナス 1 億 5,000 万円程度の税率改定（12%程度の増改定）となった。国民健康保険運営協議会の答申に基づき、国立市は税率改定に関する条例提案を行い、平成 25 年国立市議会第 1 回定例会（3 月）で可決され、平成 25（2013）年 4 月から適用されることとなった。平成 25（2013）年度当初予算における健全化効果額は、税率改定効果額 1 億 5,000 万円及び軽減措置拡大に伴う東京都の負担金増分 2,500 万円の計 1 億 7,500 万円であった。

エ. 下水道事業特別会計繰出金の圧縮

下水道事業特別会計では、平成 25（2013）年度予算において資本費準化債を 4 億円借り入れ、元金償還金に充当することとした。これ

により、元利償還金のうち下水道使用料収入と一般会計繰出金で賄う額が減少し、その結果、汚水処理費のうち下水道使用料で賄う割合である回収率は、決算ベースで100%になる見込みである。平成25(2013)年度当初予算における健全化効果額は2億円であった。

オ. 自転車駐車場使用料

自転車駐車場使用料改定に関する条例提案を行い、平成24年国立市議会第4回定例会(12月)で可決された(一般定期使用(市内)の場合、月額650円から1,500円に改定)。なお、料金改定に合わせ、定期使用料の支払い方法の分割払い(1か月、3か月、6か月)も選択できるようになった。平成25(2013)年度当初予算における健全化効果額は3,614万円であった。

[表3] 中間答申後の国立市の健全化取組状況

中間答申における健全化個別項目と健全化効果額の試算 (額明示項目)			平成25(2013)年度当初予算における実施状況	
視 点	個別項目	健全化効果額の試算	実施状況	効果額(予算反映額)
行政の徹底的な合理化から	職員人件費①(定員管理)	1,680万円	未実施	0円
	職員人件費②(退職手当)	4,400万円	段階実施 (決定時期との関係で予算額には反映されず)	0円※
	議会費	3,900万円	一部実施	590万円
特別会計の健全化を	国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮	3億300万円	実施 (効果額は縮小)	1億7,500万円
	下水道事業特別会計繰出金の圧縮	1億9,300万円	実施	2億円
行政サービスと事業の適正な負担を	総合体育館施設使用料(グリーンパス)	221~712万円	未実施(調整中)	0円
	自転車駐車場使用料	4,900万円	実施(効果額は縮小)	3,614万円
	家庭ごみ処理手数料	5,900万円	未実施	0円
	保育料	180万円	未実施	0円
合 計		7億781万円 ~7億1,272万円	合 計	4億1,704万円
※なお、職員人件費②(退職手当)については、平成25(2013)年度当初予算には反映されていないが、給与改定に関する条例改正が平成25年国立市議会第1回定例会(3月)で可決され、平成25(2013)年4月から施行している。平成25(2013)年度決算では2,400万円の健全化効果額を見込んでいる。				

「中間答申後の国立市の健全化取組状況(表3)」で示したように、中間答申において提言した健全化個別項目9項目(額が明示されている項目)及びその健全化効果額試算約7億円に対し、平成25(2013)年度当初予算に向けて取り組んだ健全化個別項目は5項目、反映された効果額は4億1,704万円にとどまった。

中間答申において提言した健全化個別項目の中には、現時点でも市が取り組みを行っていない項目があるほか、国立市が実施した健全化取り組みの中には効果額が中間答申における試算額を下回った項目もあり、現段階においては国立市の取り組みが十分ではないと言わざるを得ない。

第 3 章 市財政運営の基本的なあり方と健全化目標の設定

(1) 市財政運営の基本的なあり方

第 1 章で「国立市が目指すべきまちの将来像」を示したが、その実現のためには、市が現在行っている施策、事業を見直し、または組み替えることにより財源を生み出し、将来像の実現に直結する事業に重点的に資源を配分していかなければならない。

また、第 2 章において、市財政の現状から課題を抽出したが、「国立市が目指すべきまちの将来像」の実現のためには、これら市財政の抱える課題を解決した上で、安定した財政運営を継続していくことが当然必要となってくる。

そこで第 3 章では、「国立市が目指すべきまちの将来像」の実現に向け、安定した財政運営を継続していくにあたっての市財政運営の基本的なあり方を示し、財政健全化目標を設定する。

市財政運営の基本原則は以下の 4 点である。

＜市財政運営の基本原則＞

- ① 収支均衡の原則
- ② 財政の弾力性の確保の原則
- ③ 計画的な財政運営の原則
- ④ 情報公開の原則

① 収支均衡の原則

慢性的に赤字地方債に頼る見せかけの収支均衡は、いつか破たんする。将来にわたり必要な住民サービスを継続していくため、また世代間の負担の公平を図るため、市財政を赤字地方債に頼らない真の収支均衡の状態としなければならない。

② 財政の弾力性の確保の原則

国立市における平成 23（2011）年度決算では、経常収支比率が 5 年ぶりに 100%を下回った。しかしながら、98.8%という指数は、経常的

な収入のほぼすべてを経常的な支出に使ってしまっており、財政が非常に硬直した状態である。社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に財源を確保していけるよう、財政の弾力性を確保しなければならない。

③ 計画的な財政運営の原則

市は財政運営にあたり、社会環境の変化、人口の動向、その他財政需要の将来予測を踏まえ、中長期的な視点で健全かつ計画的な財政運営に努めなければならない。

④ 情報公開の原則

地方公共団体の財政を支えているのは、基本的に市民・国民の税金である。市はその使途及び財政状況、受益と負担の関係についてわかりやすく積極的に市民に提供し、説明責任を果たさなければならない。また、その際には、発生主義会計の活用を行わなければならない。

これら 4 点の基本原則に従った財政運営を行うことにより、本審議会は、市の財政が以下の状態となっているべきであるとする。

<市財政のあるべき状態>

- ◆ 魅力あるまちづくりを着実に実行できる財政基盤となっている
- ◆ 子育てや次世代育成のための事業に積極的に資源を投入できる財政基盤となっている
- ◆ 超高齢社会に対応できる財政基盤となっている
- ◆ 将来世代につけを残さない財政運営ができている

(2) 中期財政収支見通しと財政健全化目標の設定

中間答申では、財政健全化に向けた改善目標を「国立市が赤字地方債に頼らない財政運営を行うことを目標とし、目標達成に必要な健全化額を毎年度『約12億円』」と設定し、健全化の具体的方策を提示した。

しかし、その後平成 23(2011)年度決算及び平成 25 (2013) 年度当初予算における健全化効果額が明らかとなったことから、「中期財政収支見通し（表 4）」を以下の条件のもとに作成し、財政健全化に向けた改善目標について再度検討を行った。

[表 4] 中期財政収支見通し

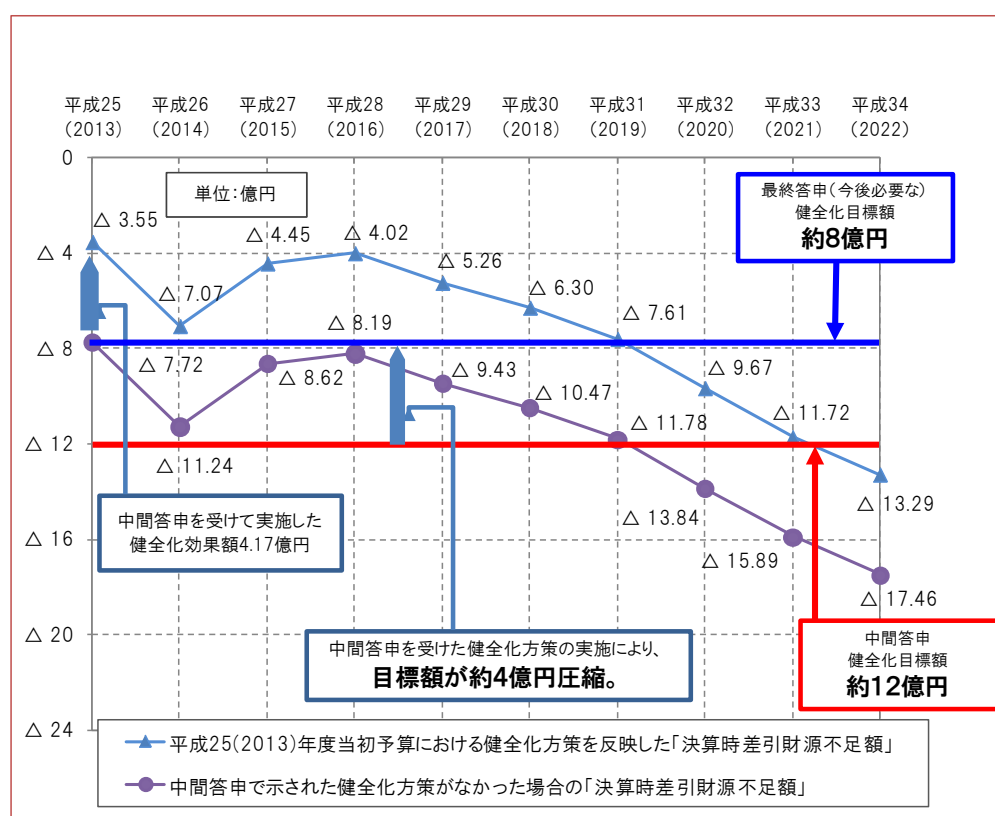
(単位: 百万円)

年 度 区 分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
経常枠歳入 A	23,169	23,681	24,021	24,200	24,200	24,200	24,200	24,200	24,200	24,200
経常枠歳出 B	20,024	20,298	20,415	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400
差引(特別会計と計画事業 に使える一般財源の額) A-B=C	3,145	3,383	3,606	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
特別会計繰出金に必要な 一般財源 D	3,498	3,737	3,879	3,894	3,944	3,983	4,108	4,255	4,409	4,520
国民健康保険特別会計繰出金	1,028	1,124	1,169	1,204	1,240	1,277	1,315	1,354	1,395	1,437
下水道事業特別会計繰出金	1,089	1,145	1,171	1,069	997	908	888	883	876	818
介護保険特別会計繰出金	785	842	885	938	994	1,054	1,128	1,207	1,291	1,381
後期高齢者医療特別会計繰出金	596	626	654	683	713	744	777	811	847	884
計画(政策)事業に充当で きる一般財源 C-D=E	△353	△354	△273	△94	△144	△183	△308	△455	△609	△720
計画(政策)事業に必要な一 般財源(普通建設事業以 外) F	391	483	330	306	300	332	330	330	359	359
計画(政策)事業に必要な一 般財源(普通建設事業) G	205	387	322	363	336	256	177	177	141	141
計画(政策)事業に必要な一 般財源(事業年度後の元利 償還金) H	-	53	90	209	316	429	516	575	633	679
計画(政策)事業 計 F+G+H=I	596	923	742	878	952	1,017	1,023	1,082	1,133	1,179
予算時差引財源不足額 E-I=J	△949	△1,277	△1,015	△972	△1,096	△1,200	△1,331	△1,537	△1,742	△1,899
決算時調整額(見込み額) K	594	570	570	570	570	570	570	570	570	570
⇒決算時調整見込額は、H17(2005)年度から H23(2011)年度、7 年度の平均の額を記入しています。H25(2013)年度は、その額に給与改定見込み分を加えています。										
決算時 差引財源不足額 J+K=L	△355	△707	△445	△402	△526	△630	△761	△967	△1,172	△1,329

- ・ 中期財政収支見通しでは、平成 23(2011)年度決算における歳入歳出額及び健全化取り組み(国民健康保険税の税率改定、下水道事業特別会計での資本費平準化債の活用など) 実施に伴う平成 25 (2013) 年度当初予算における健全化効果額を反映した。

- ・「中期財政収支見通し」のうち、経常枠歳入から予算時差引財源不足額までは予算ベースの額である。
- ・中期財政収支見通しは、歳入・歳出ともに現行の制度の枠組みでの推計である。ただし、平成 28（2016）年度以降については制度が不透明な部分があることから、「経常枠歳入」と「経常枠歳出」の差引額を 38 億円として推計した。
- ・現在 1%である地方消費税率は、平成 26（2014）年 4 月 1 日から 1.7%、平成 27（2015）年 10 月 1 日から 2.2%になる見込みである。それに伴い、市の歳入である地方消費税交付金が増えることとなるが、一方で地方交付税や国庫補助金の制度や額がどのように連動していくのかが現段階では不透明であることから、推計の要素には加えていない。
- ・「計画（政策）事業計」には、国立駅周辺まちづくり、さくら通り改修事業や、老朽化が進み、近い将来に更新ラッシュを迎えることとなる市有施設の耐震・大規模改修に係る経費約 128 億円（元利償還金含む一般財源約 26 億円）などを含んでいる。
- ・予算と決算の間では、当初見込んでいなかった歳入や見込みよりも少なかった歳出があるため、差引の財源不足額は減ることとなる。その差を調整するために、「決算時調整額（見込み額）」を設けている。中間答申の時点では「4 億円」と設定していたが、その後の審議会での議論を踏まえ、「決算時調整額（見込み額）」を平成 17（2005）年度から平成 23（2011）年度までの 7 年度の平均額である「5 億 7,000 万円」に再設定した。
- ・「決算時差引財源不足額」は、「予算時差引不足額」から「決算時調整額（見込み額）5 億 7,000 万円」を引いた額である。

以上の条件のもとで算出した「決算時差引財源不足額」は、臨時財政対策債の発行、財政調整基金の取り崩し、財政健全化の取り組みのいずれかにより埋めなくてはならない額である。



[図 3] 今後 10 年間の決算時財源不足額

また、「今後 10 年間の決算時財源不足額 (図 3)」のとおり、平成 25(2013)年度当初予算では 4 億 1,702 万円の健全化方策が実施されたことから、「決算時差引財源不足額」は、中間答申に比べ約 4 億円圧縮されている。

第 1 章で述べたように、国立市は今後、目指すべき将来像の実現に向けて、超高齢社会に対応し、子育て支援や次世代育成に積極的に取り組んでいかなければならないことを踏まえると、中間答申時点での目標額「約 12 億円」を変更すべきではなく、最終答申での目標達成に必要な健全化額は、残りの約 8 億円とするのが適当である。ただし、その場合においても平成 32 (2020) 年には 8 億円を上回る不足額が生じることが見込まれる。

以上より、最終答申における財政健全化に向けた改善目標を以下のとおり設定し、第 4 章において財政健全化のための具体的方策を検討することとする。

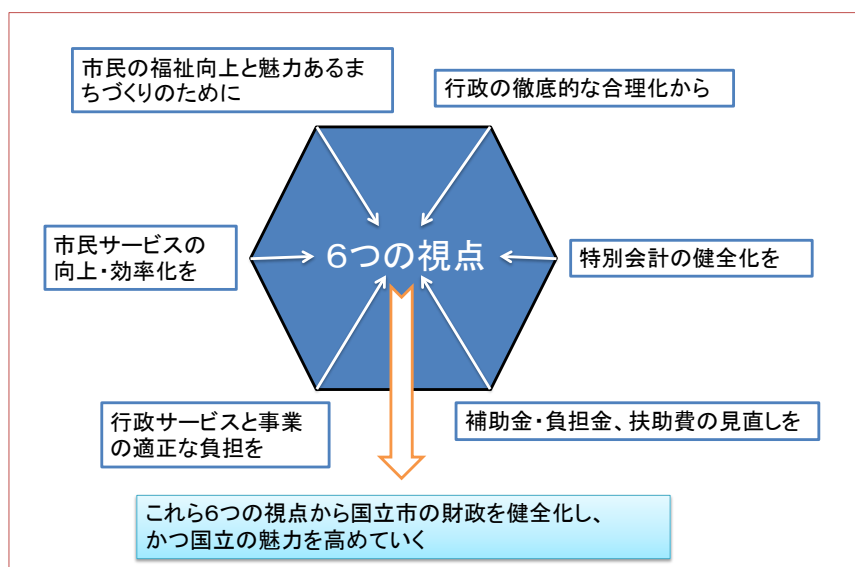
<最終答申における財政健全化に向けた改善目標>

- ◆ 赤字地方債に頼らない財政運営を行うことを国立市の目標とする。
中間答申では、目標達成に必要な健全化額を約 12 億円としたが、平成 25(2013)年度当初予算で約 4 億円の健全化が行われたことから、最終答申における目標達成に必要な健全化額は、残りの約 8 億円とする。

第4章 財政健全化のための具体的方策

(1) 6つの視点ごとの基本原則と健全化個別項目

国立市が目指すべきまちの将来像を実現するために設定した「財政健全化に向けた改善目標」について、本審議会では国立市が実施している事業や費目を「財政健全化に向けた6つの視点（図4）」のとおり分類し、6つの視点ごとの対象及び基本原則を確認するとともに、健全化に向けて取り組むべき個別項目を抽出した。これら6つの視点から国立市の財政を健全化し、かつ国立の魅力を高めていくこととする。



〔図4〕財政健全化に向けた6つの視点

① 行政の徹底的な合理化から

□対象：行政の内部努力により実施する健全化項目

■基本原則：地方自治法第2条第14項に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されている。このことから地方公共団体は、すべての事務事業について最大の効果を上げるために、社会環境等の変化に対応した不断の見直しをしていくとともに、最少の経費となるよう常に組織及び運営の合理化を図らなければならない。

◎健全化に向けて取り組むべき個別項目

①-1 職員人件費の見直し(定員管理)

中間答申において「厳しい財政状況からすると、人件費の削減は効果が大きいため、今後の定員管理のあり方については、部門ごとに多摩 25 市との比較をしたうえで、施設民営化による人件費削減や、非常勤職員のあり方も含め、人件費を総体として削減するよう検討する必要がある」と提言したところである。平成 25 (2013) 年 4 月 1 日現在における国立市職員数は 434 人であり、多摩 25 市のうち類似団体 8 市との比較では、平成 25 (2013) 年 4 月現在で約 13 人多く、この数値が高い状況については見過ごすことはできない。

また、部門別に見ていくと、保育所の職員数は 77 人となっており、「部門別の職員配置構成 (表 5)」のとおり、その職員配置構成が全体の 17.7%を占めている。従って、施設民営化の導入に踏み込むなど、業務全体における定員のバランスを適正化しつつ、効率的・効果的に市民サービスの向上を目指し、人件費抑制に努める必要がある。

	平成 25(2013)年 4 月時点職員数(人)	備 考
国立市職員数(A)	434 人	
国立市の人口並みにした場合の職員数(類似団体 8 市平均)(B)	421.0 人	※平成 25(2013)年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口 ※稲城市の消防・病院部門職員は除いて試算
(B)－(A)	△13.0 人	

[表 5]部門別の職員配置構成

平成 24(2012)年度	国立市(A)	類似団体 8 市平均(B)	(A)－(B)
議 会	1.6%	1.4%	+0.2 ポイント
総務・企画	21.2%	23.4%	△2.2 ポイント
税 務	7.8%	7.3%	+0.5 ポイント
民 生	31.1%	25.1%	+6.0 ポイント
(うち保育所)	17.7%	9.9%	+7.8 ポイント
衛 生	6.5%	6.8%	△0.3 ポイント
商 工	1.2%	1.3%	△0.1 ポイント
土 木	7.8%	8.7%	△0.9 ポイント
教 育	13.1%	16.8%	△3.7 ポイント
公営企業等	9.0%	8.3%	+0.7 ポイント
(うち下水道事業)	2.3%	1.7%	+0.6 ポイント
(うち国保事業)	2.1%	2.4%	△0.3 ポイント
(うち介護保険事業)	4.1%	3.0%	+1.1 ポイント
その他	0.7%	0.9%	△0.2 ポイント
※類似団体 8 市は、福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・武蔵村山市・稲城市・羽村市・あきる野市(稲城市の消防・病院部門職員は除いて試算)である。			

①-2 職員人件費の見直し(職員給与)

職員給与については、平成 24 (2012) 年度の国立市のラスパイレ
ス指数が 110.4、類似団体 8 市平均が 108.4 となっており、国家公務
員給料の水準に比べると高い水準にあり、国立市のラスパイレ
スを類似団体並みに引き下げた場合、3,178 万円の健全化効果額が見
込まれる。

平成 24(2012)年 4 月 1 日時点	ラスパイレ ス指数	健全化効果額
国立市(A)	110.4	—
類似団体 8 市(B)	108.4	—
(C)=(A)-(B)	2.0	3,178 万円

なお、国立市では平成 24 (2012) 年度に市職員の給料表を東京都
の給料表に準じたものに移行するとともに、東京都と比較して高か
った職層の給料について段階的に引き下げを行ったほか、平成 25
(2013) 年度からは扶養手当の減額、部長職の給料の 8%カットなど
を実施している。この取り組みにより、平成 25 (2013) 年度当初予
算では 1,300 万円の健全化効果額があったほか、平成 25 (2013) 年
度決算ではさらに 1,000 万円の健全化効果額を見込んでいるが、少
なくとも類似団体並みまでに引き下げを強く求めたい。

①-3 職員人件費の見直し(退職手当)

退職手当については、中間答申において「国家公務員の退職給付
が民間企業のサラリーマンより約 400 万円高くなっているという結
果が出ている。これを受けて国では削減が検討されており、国立市
としても国及び東京都の動向や人事委員会の勧告を注視し対応して
いくべきである」と提言したところである。

中間答申を受け、東京都の退職手当引き下げに準じた措置として、
平成 25 (2013) 年度から段階的に退職手当の減額を開始し、平成 27
(2015) 年度から本則適用される取り組みを行った。この取り組み
により、平成 25 (2013) 年度決算では 1,400 万円の健全化効果額を
見込んでいる。

しかしながら、中間答申で提言した健全化効果額 4,400 万円には
至っておらず、今後、残りの 3,000 万円について健全化の取り組み
を着実にやっていくべきある。

職員給与及び退職手当については、情勢適応の原則に従い、今後
も民間準拠を原則として常に妥当な水準を追求し、不断の見直しを

するとともに、市民への説明責任を十分果たしていくことが必要である。

①-4 議会費の見直し

中間答申において「議員の定数については、類似団体と比較すると議員 1 人あたりの人口で 2 名程度多く、報酬については類似団体に比べて 9.5～10.6%程度高い。特に期末手当については、民間準拠の人事院勧告に沿って、近年は民間平均が下がっているために引き下げられている市職員に対し、高い支給率のままとまっていることの合理性が見当たらない」と提言したところである。

中間答申を受け、平成 24 年国立市議会第 3 回定例会（9 月）において、議員の期末手当の月数をこれまでの 4.4 か月から市長、職員等と同様の 3.95 か月に変更する議案が可決されたことにより、平成 25（2013）年度当初予算における健全化効果額は 590 万円となった。

しかしながら、中間答申で提言した健全化効果額約 3,900 万円には至っておらず、今後、残りの約 3,310 万円についても健全化の取り組みを着実にやっていくべきある。

市がこれだけ深刻な財政状況に陥り、財政改革を進める中で、議会だけが自らの改革を怠ることは許されない。類似団体並みへの議員報酬引き下げ及び議員定数見直しによる議会費の削減を引き続き求める。

①-5 その他事務事業の見直し

本審議会からの答申を待つべくもなく、まず市職員自らが全事務事業を徹底的に見直し、無駄の洗い出しを行うことは当然のことであり、これまで以上の精査を継続する必要がある。特に、時代のニーズや制度の変更による新たな事業費がむやみに肥大化しないよう、6つの視点ごとの基本原則に整合しないものについては、より必要度の高い事業へ組み替えていく必要がある。

また、これまでの行政評価による事業見直しが大きな成果を挙げたとは言いがたいため、行政評価システムを今一度再構築するとともに、第三者の立場で事務事業の評価を行う「外部評価機関」についても導入を進めるべきである。

② 特別会計の健全化を

□対 象：4 つの特別会計（国民健康保険・下水道事業・介護保険・後期高齢者医療）に係る健全化項目

■基本原則：地方公共団体は歳出に係る財源を団体自身で調達する責務がある。特別会計においても、独立した会計として一般会計からの基準外の繰入金（赤字補てん）に恒常的に頼ることなく自立的に運営がなされることが財政運営の基本である。

◎健全化に向けて取り組むべき個別項目

②-1 国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮

中間答申において、「一般会計から国民健康保険特別会計への赤字補てん額は、平成 22（2010）年度では 8 億 4 千 500 万円にものぼり、国立市の一般会計収支の赤字の大きな要因となっている。国基準までの限度額の引き上げ、保険税率の多摩 25 市並みへの改定、徴収率の向上の取り組み等の実施により、一般会計からの繰出金の圧縮を図り、赤字補てん額を少なくとも類似団体 7 市が国立市並みに徴収率を上げた場合の被保険者 1 人あたり赤字補てん額の水準まで引き下げるべきである」と提言したところである。

中間答申を受け、平成 24（2012）年 11 月に国立市長が国民健康保険運営協議会へ諮問した内容では、健全化効果額がマイナス 3 億円程度の税率改定（24%程度の増改定）であったが、平成 25（2013）年 1 月の国民健康保険運営協議会答申では、健全化効果額がマイナス 1 億 5,000 万円程度の税率改定（12%程度の増改定）にとどまった。

国民健康保険運営協議会からの答申に基づき国立市は税率改定に関する条例提案を行い、平成 25 年国立市議会第 1 回定例会（3 月）で可決され、平成 25（2013）年 4 月から適用されることとなった。平成 25（2013）年度当初予算における健全化効果額は税率改定効果額 1 億 5,000 万円及び軽減措置拡大に伴う東京都の負担金増分 2,500 万円の計 1 億 7,500 万円であった。

しかしながら、中間答申で提言した健全化効果額約 3 億 300 万円の半分にとどまっており、今後、税率改定未達成分の残り 1 億 5,000 万円について健全化の取り組みを着実にやっていくべきである。

②-2 下水道事業特別会計繰出金の圧縮

中間答申において、「下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰出金が約 15 億円（平成 22（2010）年度）となっており、市民 1 人あたり繰出金額は多摩 26 市中トップクラスとなっている。汚水処理費は使用料でまかなうことが原則であり、回収率 100%、赤字補てんゼロに近づけるよう下水道使用料の改定を行い、一般会計からの繰出金の圧縮を図ることが必要である。ただし、高い利率での下水道事業債の元利償還金の返済があと 10 年程度続く見込みであること、また、下水道事業債の償還期間 30 年に対して下水道の耐用年数が 50 年でそれより長い期間であることの 2 点を考えると、市民負担を平準化させるための方策である資本費平準化債借り入れの併用についても検討をするべきである」と提言したところである。

中間答申を受け、平成 25（2013）年度下水道事業特別会計当初予算において、資本費平準化債を 4 億円借り入れ、元金償還金に充当する方策を取り入れた。

4 億円の資本費平準化債の発行により、普通交付税と臨時財政対策債発行可能額が 2 億円減ることに繋がるため、健全化効果額は 2 億円となる。結果、汚水処理費のうち使用料で賄う割合である回収率は、決算ベースで 100%となる見込みである。

一般会計からの繰出金の課題は改善されたものの、今後の下水道事業の更新計画などに備えた財政計画を検証する必要がある。

③ 補助金・負担金、扶助費の見直しを

- 対 象：国立市が団体や市民等に支出している補助金・負担金等に係る健全化項目及び国立市が市民に支出している扶助的経費に係る健全化項目
- 基本原則：補助金・負担金、扶助費に係る各制度が開始されて以降、その内容や効果について時代に即しているのかどうかの検証がなされていないものがある。このことから、費用対効果の検証を一定期間おきに確認し、必要な見直しを行うべきである。また、その検証にあたっては、別途、第三者委員会の設置や事業仕分けの手法等、外部評価を取り入れた集中的な審議が必要である。また、市単独事業を中心に事業の目的や評価を踏まえ、聖域を設けず点検や見直しを進めるべきである。

◎健全化に向けて取り組むべき個別項目

③-1 補助金・負担金全般の見直し

補助金・負担金については、事業の任意性に着目すると、市独自の判断で行われている任意性が「高」の区分については平成 23(2011)年度決算ベースで約 3 億 2,600 万円となっている。

これまでの見直しによる健全化効果が生まれていないことを考慮すると、基本原則に従い総額の 10%を削減すべきである。しかし、本審議会の有する情報の範囲では、以下例示的に挙げた個別事業の見直しを超えた提案を行うことは困難であった。

よって、補助金・負担金に関するより本格的かつ具体的な取り組みについては、外部評価機関を設立し、その中で進めていくことを求めたい。なお、詳細については第 5 章において提言する。

平成 23 (2011)年度 決算ベース	事業費	うち、事業費 100 万円以上の市単 独事業で裁量性 のあるもの		健全化効果額 試算 (A)を 10%削 減した場合
		左のうち一般財 源 (A)		
補助金・負担 金全般	23 億 8950 万円	4 億 943 万円	3 億 2,605 万円	3,261 万円

③-1-(1) くにたち文化・スポーツ振興財団及び国立市社会福祉協議会の
自立の促進

補助金額が高い団体のうち、くにたち文化・スポーツ振興財団や国立市社会福祉協議会などについては、特に自立が求められた団体として、民間企業のノウハウの研究や寄付制度の活用などによる積極的な自主財源の確保と効率化に努めてもらう必要があるほか、行政としても、インセンティブを導入した補助金制度の構築を図るべきである。

③-1-(2) 長寿慶祝事業の見直し

中間答申でも指摘したように、多摩 26 市の状況から考え、現金給付の是非、支給対象、支給額に関し、廃止も視野に入れた見直しをする必要がある。

③-2 扶助費全般の見直し

扶助費については事業の任意性に着目すると、市独自の判断で行われている任意性が「高」の区分については平成 23（2011）年度決算ベースで約 4 億 1,200 万円となっている。

扶助費についても、「補助金・負担金全般の見直し」と同様に、外部評価機関の設立により任意性の高い事業総額 10%の削減を行い、改革の具体化と実現を図るべきである。なお、詳細については第 5 章において提言する。

平成 23(2011) 年度決算ベース	事業費	うち、事業費 100 万円以上の市単 独事業で裁量性 のあるもの		健全化効果額 試算 (A)を 10%削 減した場合
		左のうち 一般財源 (A)		
扶助費全般	68 億 530 万円	8 億 3,629 万円	4 億 1,227 万円	4,123 万円

④ 行政サービスと事業の適正な負担を

□対 象：行政が行うサービスの対価として市民が支払う手数料・使用料等に係る健全化項目及び事業費の一般財源に対する目的税の充当状況に係る健全化項目

■基本原則：行政が行うサービスについては、公平性の観点から適正な自己負担がなされていることを基本とする。行政が行うサービスは、その提供を受ける者に対して何らかの便益をもたらす。この便益が、特定個人に対するものであるのか、あるいは社会全体で支えるべき性質であるのかは様々だが、少なくとも、すべての市民が負担する税により、特定個人に明らかな利益が認められる場合には、利用しなかった者との格差を是正することが必要である。この格差を埋めるものが受益に対する負担（利益の範囲を超えて求められるものではない）となる。サービスの性質により、社会全体（税）で支える割合を整理するとともに、応能負担や応益負担の考え方、減額や免除のあり方についても併せて検討し、総合的に見直しをする必要がある。

また、目的税については、財政状況及び充当される事業費との見合いで常に適切な水準を求める必要がある。

◎健全化に向けて取り組むべき個別項目

④-1 総合体育館施設使用料（グリーンパス）の見直し

総合体育館施設使用料については、グリーンパス制度により、60歳以上の利用者の使用料が免除となっている。今後、超高齢化社会が目前となった現在では、財政基盤に十分配慮し、60歳以上の利用者への負担について、一般者利用とのバランスも考慮した制度とする必要がある。合わせて高齢者への健康管理や体力増進、あるいは生きがいの持てる老後づくりへの施策の再検証も行わなければならない。

中間答申では、60歳以上 70歳未満を大人料金とした場合、712万円の健全化効果額を試算しており、本制度の見直しを行うべきである。

④-2 自転車駐車場使用料の見直し

中間答申において、「自転車駐車場定期使用料（一般）月額 650 円という設定は、多摩 26 市で際立って低い料金設定となっている。月額 1,500 円では約 3 千 600 万円、多摩 20 市平均の月額 1,700 円では約 4 千 400 万円、類似団体 3 市平均の月額 1,800 円では約 4 千 900 万円の健全化効果額の試算となっている。財政状況が厳しいなか、施設維持費のコストも考えると、早急に類似団体並みに料金を引き上げるべきである」と提言したところである。

中間答申を受け、国立市は自転車駐車場使用料改定に関する条例提案を行い、平成 24 年国立市議会第 4 回定例会（12 月）で可決された（一般定期使用（市内）の場合、月額 650 円から月額 1,500 円に改定）。なお、料金改定に合わせ、定期使用料の支払い方法の分割払い（1 か月、3 か月、6 か月）も選択できるようになった。平成 25（2013）年度当初予算における健全化効果額は 3,614 万円であった。

しかしながら、中間答申では健全化効果額約 4,900 万円の試算が得られることを提言しており、差額の約 1,286 万円が未達成となっている。今後、市内の自転車駐車場整備計画を進める中で、コストに見合った使用料設定を行うべきである。

④-3 家庭ごみ有料化の実施

中間答申において、「ごみ減量や公平性の観点から有効な方策であること、また、9 億円以上の市税を投入している清掃事業費の圧縮のためにも、早期に家庭ごみの有料化について検討をするべきである」と提言したところである。

国立市が加入している多摩川衛生組合では、構成 4 市（稲城市・狛江市・府中市・国立市）のうち、家庭ごみ有料化を実施していないのは国立市のみとなっている。

多摩 25 市では、すでに 20 市が家庭ごみ有料化を実施しており、直近では国分寺市が平成 25（2013）年 6 月から有料化を実施している。また、現在家庭ごみ有料化を実施していない立川市も平成 25（2013）年 11 月に有料化の実施を予定しており、東大和市や東久留米市も有料化を実施する方向で検討を始めている。

「市民 1 人 1 日あたりごみ量の推移（図 5）」のとおり、市民 1 人 1 日あたりごみ排出量の平成 14（2002）年度と平成 23（2011）年度との比較では、平成 16（2004）年 10 月に有料化を実施した稲城市がマイナス 171.4 g（マイナス 19.6%）、平成 17（2005）年 10 月に有料化を実施した狛江市がマイナス 188.4 g（マイナス 21.2%）、平

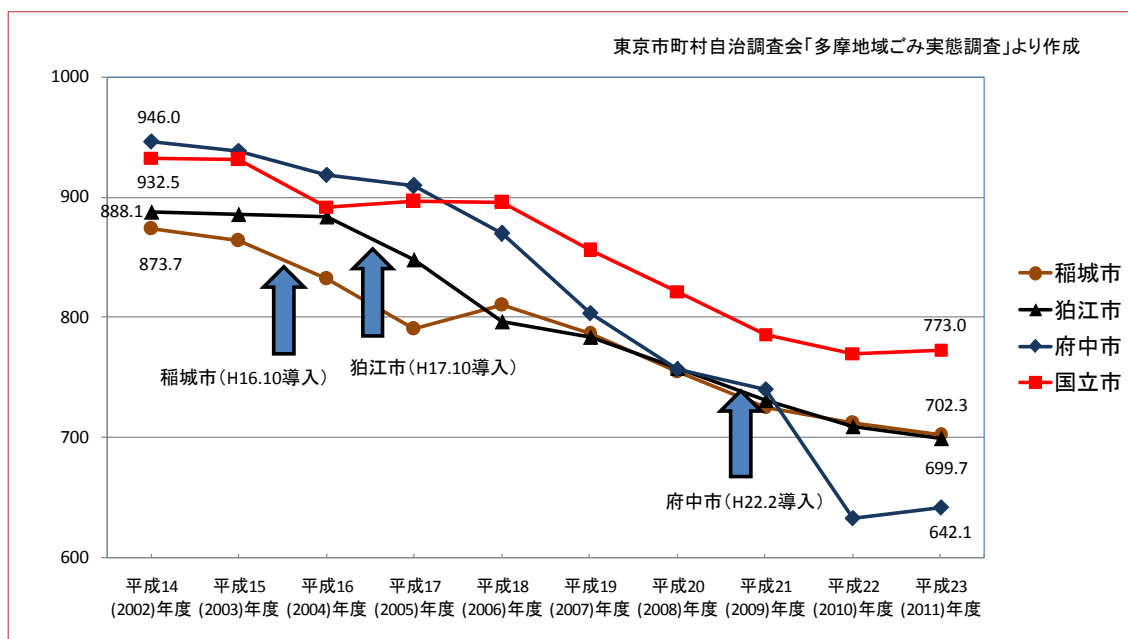
成 22（2010）年 2 月に有料化を実施した府中市がマイナス 303.9 g（マイナス 32.1%）の減量化に成功しているが、国立市はマイナス 159.5 g（マイナス 17.1%）にとどまっている。また、平成 23（2011）年度の市民 1 人 1 日あたりごみ排出量をみても、構成 4 市の中で国立市が最も多く排出しており、減量の取り組みが進んでいない実態が明らかとなっている。

毎年度多額の市税を投入している清掃費に対し、多摩 25 市における家庭ごみ有料化実施の動向や、他の構成市における家庭ごみ有料化実施後の減量成果実績があるにもかかわらず、国立市が家庭ごみ有料化実施に至っていないことは遺憾である。

負担の公平性の観点や、ごみ減量に対する市民の意識変革、清掃工場焼却炉の負担軽減、将来予想される清掃工場の施設更新等への対応等を含め、家庭ごみ有料化の実施を強く求める。

家庭ごみ有料化を実施することにより、事業収支 3,900 万円、ごみの焼却を行っている多摩川衛生組合への分担金の減額効果 2,000 万円の計 5,900 万円の健全化効果額が見込まれる。なお、最終処分場において埋め立てを行っているたま広域資源循環組合への負担金については、負担金の額を増減させるような大きな影響はないと見込んでいる。

[図 5]市民 1 人 1 日あたりごみ量の推移



	健全化効果額試算	備考
家庭ごみ有料化の事業収支(A)	3,900 万円	平成 21(2009)年 2 月試算時よりごみ量が 10%減量するとして見込んだ
多摩川衛生組合分担金への影響(B)	2,000 万円	国立市の可燃ごみ量が 10%減量するとして見込んだ
たま広域資源循環組合負担金への影響(C)	0 円	処分場埋め立て量の累計に基づいて負担金が算出されることから、直ちに影響を及ぼさないと見込んだ
合計(D)=(A)+(B)+(C)	5,900 万円	

④-4 保育料の見直し

中間答申で提言したとおり、認可保育所の保育料は所得別階層区分により保育料を徴収しているが、世帯あたりの前年度所得税 60 万 4,000 円以上の世帯については、階層が細分化されていない。

応能負担の観点からも、高所得者層の階層区分を細分化するなどの見直しをすべきである。

なお、国立市の現行の階層区分のうち高所得者層の階層を武蔵野市並みに引き上げた場合、約 182 万円の健全化効果額が見込まれる。

④-5 都市計画税の見直し

都市計画税は、都市計画事業及び土地区画整理事業の一般財源に充当する目的税である。

市の歳入にとっては、当然適正な税率の視点が必要となるが、国立市が目指すべきまちの将来像を考えた場合、税率だけではなく、魅力あるまちづくりを進めることにより土地の資産価値を高め、結果として増収に繋がっていくような多角的な収入増の視点も必要である。

よって、現時点における国立駅周辺まちづくりや都市計画事業等の対象となる事業計画と実施期間とのバランスや、市財政全体の収支状況との兼ね合いからみると、税率改定については、今後の中期的な見通しの中で検討すべきである。

⑤ 市民サービスの向上・効率化を

□対 象：施設の管理及び運営面において、市民サービスの向上・効率化に資する健全化項目

■基本原則：施設において行う市民サービスについては、民営化や官民連携等の手法も含め、そのサービスの質が向上され、かつ効率的に運営されている状態を原則とする。国立市が保有する施設は、市民サービスを提供する場であるとともに市民の資産でもある。このことから、ソフト・ハード両面のあらゆる角度からその施設のより良い管理及び運営方法を検討し、実行していくべきであり、その際には、市直営であることに固執せず、公と民の役割分担を整理し、公立でなければならない事業に特化し、それ以外は基本的に民営化（官民協働）の方向で考えるべきである。また、将来のまちづくりを見据え、公共施設全体の再配置や未利用地の積極的な活用及び処分を行っていくべきである。

◎健全化に向けて取り組むべき個別項目

⑤-1 資産の有効活用

国立市が保有する低・未利用地については、東二丁目の公共施設整備用地（あさひふれあい広場）や富士見台四丁目の自転車保管場所跡地など、用地を取得して以来、有効な活用がなされていないものがある。また、国立市が保有している公共施設については、築 30 年以上経過した施設の延床面積は 8 割に及んでいる中、近隣市と比べてその割合が高い。これまでの大規模修繕や耐震工事等を進める中で、老朽化した施設を延命させるか、新規に更新するか、市の中長期財政計画と合わせて検証する必要がある。そのためにも、市が平成 25（2013）年 3 月に策定した「国立市公共施設マネジメント基本方針」の公共施設三原則に基づき、施設の使用状況の検証とともに、中・長期的な視点の公共施設再編計画の策定に取り組んでいただきたい。

なお、低・未利用地や公共施設などの市保有資産においては、維持コストへ対応するためにも、歳入に繋がるような有効活用を惜しまず進める必要があり、例えば市役所駐車場では、市役所利用者以外の方が駐車しているケースが見受けられることから、コインパーキング等による料金徴収を行い、歳入を確保すべきである。

＜参 考＞国立市公共施設マネジメント基本方針

◆公共施設三原則

- (1) 施設総量(延床面積)の削減・・・施設の機能を確保しつつ規模を圧縮
- (2) 施設の複合化(多機能化)・・・学校施設を中心とした多機能化
- (3) 施設整備の抑制・・・既存施設の有効活用

◆公共施設マネジメントの手法

- ・中・長期的な財政計画との連動・・・建て替え費用の平準化、市有土地活用による収入確保
- ・全庁での取り組みと体制整備・・・職員意識の共有、データの一元管理
- ・問題意識の共有と協働の推進・・・市民理解の醸成、PPP(公民連携)の推進

⑤-2 施設民営化

公共施設については、人口 1 人あたり、利用者 1 人あたりの総コストを常に意識しつつ、内部努力による支出の圧縮、適正な使用料・手数料体系への見直し及び適切な管理運営方法等を検討すべきである。加えて、施設管理だけではなく、例えば市民サービス業務のアウトソーシングなど先進自治体の取り組み成果を参考に、業務の効率化と歳出抑制の取り組みを検討する必要がある。

施設民営化や指定管理者制度を導入することは市職員の配置先を一時的に狭めることとなるが、その人員を今後行政需要が増えてくる地域包括ケアの構築や多様な子育て支援、魅力あるまちづくりの体制強化に振り向けることが可能となり、市民サービスの向上に繋がる。

⑤-2-(1) 保育園

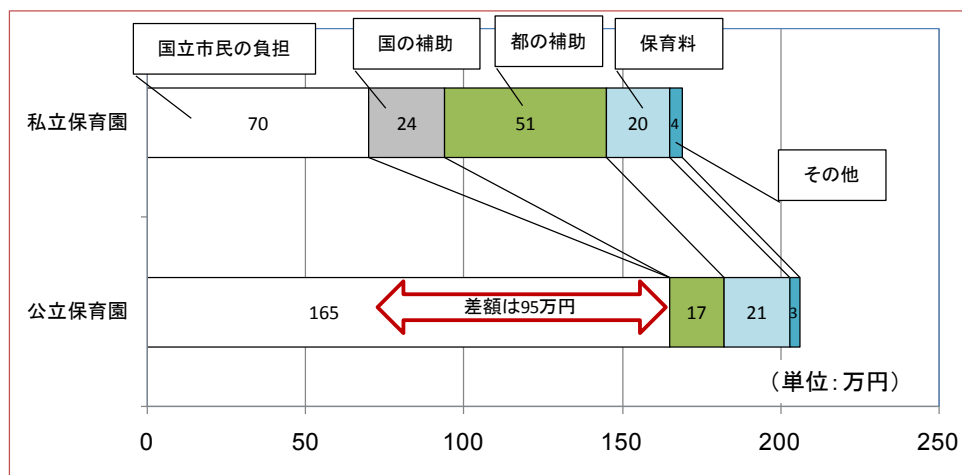
中間答申において、「国立市内の公立保育園と私立保育園の質に差がないと考えられるなかで、ひっ迫した財政状況を踏まえると、市の財政負担が大きい公立保育園を負担が小さい私立保育園に移行すべきである。また、節約できた財源の一部を待機児童の縮小、発達障害児への対応、子育て相談支援の充実、児童虐待への対応等の事業に投入することが可能となる。保育園の民営化は多摩 25 市でも多くの実績があり、それとの比較において、国立市は大きく後れを取っている。今後、民営化を進めることが必要である。運営の移行にあたっては、市民や利用者への周知を行い、理解を得ることが重要である。」と提言したところである。

行政が運営に直接関わることが保育の状況を知る機会となり、認可保育所全体の底上げをする機能を備えているといった公立保育園の意義は認められるものの、私立保育園においても公立保育園と同等の保育の水準は保たれており、むしろ社会ニーズへの柔

軟な対応については高く評価されている。

厚生労働省によると、大都市部における待機児童は 2 万 5,000 人近くとなっている。さらに、潜在的な保育ニーズ（保育園入所希望者）は全国で 300 万人にのぼるという民間推計（野村総合研究所）もあり、保育園に通う児童の家庭と保育サービスを求めながら保育園に入れない家庭との不公平が生じている。国立市においても、平成 25（2013）年 4 月 1 日現在で 32 人の待機児童（新定義）がいる。

「部門別の職員配置構成（表 5）」のとおり、国立市は公立保育園が 4 園あることにより、市職員のうち保育士が占める割合が平成 24（2012）年度で 17.7%となっており、類似団体の 9.9%と比較してその割合が高くなっているほか、「私立保育園と公立保育園の児童 1 人あたり年間運営経費比較（図 6）」にあるとおり、国庫補助金や都支出金の補助体系の違いから、公立保育園に係る国立市民の負担は、私立保育園に比べて 95 万円高くなっている。



[図 6]私立保育園と公立保育園の児童 1 人あたり年間運営経費比較

また、定員等の条件を揃えて公立保育園と私立保育園の運営費を試算すると、公立保育園の一般財源の方が 1 園あたり 6,926 万円高くなることからわかる。

平成 23(2011) 年度決算ベース	一般会計歳出	一般会計歳出に対する財源内訳			
		国庫支出金	都支出金	保育料	一般財源
公立保育園(A)	1 億 8,793 万円	0 円	1,631 万円	2,057 万円	1 億 5,105 万円
民間保育園(B)	1 億 5,902 万円	2,511 万円	3,155 万円	2,057 万円	8,179 万円
比較増減 (B)-(A)	△2,891 万円	+2,511 万円	+1,524 万円	0 円	△6,926 万円
※公立保育園は定員 108 人 2 園、定員 100 人 2 園の決算額の平均で試算 ※民間保育園は定員 108 人、定員 100 人の支弁額の平均で試算					健全化効果額 6,926 万円

よって、国立市において保育・子育て環境を充実させ、積極的に子育て世代を呼び込む施策に重点的に資源を配分していくためにも、市の財政負担が大きい公立保育園から負担が小さい私立保育園へと順次移行し、財政健全化により得られた費用を待機児童の縮小、発達しょうがい児への対応、子育て相談支援の充実、児童虐待への対応等に投入すべきである。

なお、公立保育園 4 園を私立保育園に移行した場合、2 億 4,704 万円の健全化効果額が見込まれる。

	健全化効果額試算	備 考
公立保育園を民営化した場合の健全化効果額(A)	2 億 7,704 万円	6,926 万円×4 園
普通交付税の減(B)	3,000 万円	
合計(C)=(A)-(B)	2 億 4,704 万円	

⑤-2-(2) 市直営により管理運営を行っている施設

現在、市直営により管理運営を行っている施設は、図書館、公民館、児童館、学童保育所、給食センターなどがある。

特に、児童館については近隣市でも民営化の実績があり、民営化した他市の児童館では、開館時間の大幅な延長や日曜日・祝日も開館するなどしており、市民サービスの向上が期待できるほか、施設コスト削減も見込まれる。また、学童保育所や図書館、給食センターについても、市直営で運営し続ける積極的な理由は認め難く、市直営以外の方法により市民サービスの向上を果たしている自治体も数多くある。よって、国立市においても施設のあり方を積極的に検討し、より市民サービスが向上される管理運営形態へと転換していくべきである。

⑤-2-(3) 指定管理者制度を導入し管理運営を行っている施設

現在、指定管理者制度を導入し管理運営を行っている施設は、福祉会館、市民総合体育館、芸術小ホール、くにたち郷土文化館、地域集会所などがあるが、公募ではなく、事実上の随意契約となっている。

これら施設では年間の指定管理料が多額となっていることから、予算時点において指定管理料を精査すべきである。また、公募による本来の指定管理者制度に改め、市民サービスの向上・充実を図るべきである。

なお、これら施設の指定管理料を 10%削減した場合、5,307 万円の健全化効果額が見込まれる。

平成 23(2011)年度決算 ベース	指定管理料 (A)	
くにたち福祉会館	8,482 万円	
市民総合体育館	1 億 2,415 万円	
芸術小ホール	6,000 万円	
くにたち郷土文化館	5,160 万円	
地域集会所	2,917 万円	
障害者センター	1 億 2,556 万円	健全化効果額試算 (A)を 10%削減した場合
重度心身障害者通所 訓練施設あすなろ	5,540 万円	
合 計	5 億 3,070 万円	5,307 万円

⑥ 市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために

□対象：直接的な健全化項目ではないが、国立の魅力を高めることで将来人口の確保等に結びつく項目

■基本原則：国立の魅力を高めることで将来人口の確保等に結びついている状態を原則とする。①～⑤までの視点に基づく健全化項目を実施することにより、財政面での健全化効果が見られる反面、それだけでは国立市全体の発展が見込めない。よって、健全化による収支改善で生みだされる財については、組み替えて、市民生活の安心を支え、国立の魅力を高める様々な事業に投入することで、国立市の活性化や将来人口の確保に結びつけていくべきである。

◎健全化に向けて取り組むべき個別項目

⑥-1 「365 日 24 時間安心・安全のまちづくり」の実現

現在の市の政策の柱である「365 日 24 時間安心・安全のまちづくり」を実現するため、市の魅力を高める様々な事業を展開し、市の将来人口の確保に結び付けていく必要がある。そのためには、文教都市というまちの特性を活かし、大学・地元企業等と連携を強め、創業や新規事業に対する支援を通じて市内を活性化することにより、法人市民税の増加に繋げていくべきである。また地域のアピール・活性化に繋がる寄付制度を積極的に活用していくとともに、寄付文化の定着を図るべきである。

(2) 個別項目実施に伴う健全化効果額試算

前節における個別項目について、健全化効果額を推計したものが「健全化個別項目と健全化効果額の試算（表 6）」である。

なお、推計にあたっての留意点は以下の 3 点である。

- 健全化効果額について年次区分はせず、個別項目に取り組み、健全化を実施した場合の額を記載した
- ここに掲げた健全化効果額は、現時点で一定の仮定に基づいて推計の可能なものに限定した
- 「市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために」については、事業当初に投資等に係る経費が発生するが、それによる国立市の発展によって、長期的には財政健全化に資することが期待される。

以上の前提を踏まえ算出した健全化効果額試算（B 欄）合計は「7 億 2,923 万円」となった。目標達成に向けた健全化額「約 8 億円」に達していない残りの「7,077 万円」については、「その他事務事業の見直し」、「資産の有効活用」及び「『365 日 24 時間安心・安全なまちづくり』の実現」の取り組みなどにより、健全化を求めたい（表中、（※C）と記載）。

これら健全化個別項目を着実に実施することにより、赤字地方債に頼らず国立市の目指すべき将来像を実現するための財政基盤を築いていくことができる。

[表 6]健全化個別項目と健全化効果額の試算

視 点	個別項目	H25 (2013) 年 度当初予算反映済 額 (A)	健全化効果額 試算 (B)	備 考	
行政の徹底的な合理化から	職員人件費の見直し (定員管理)	0 円	1,560 万円	(B 欄)は、削減職員(13 人)を主事級と仮定し、1 人あたりの人件費を社会保険事業主負担分及び退職金を勤務年数で除した額を含め平均 620 万円、代替経費を 500 万円と仮定 ※但し、施設民営化により定員を削減する場合は、効果額の二重計上となることから、合計からは控除する必要がある	
	職員人件費の見直し (職員給与)		3,178 万円	(B 欄)は、平成 24 年 4 月 1 日時点ラスパイレス指数から試算 (※平成 25 年度当初予算時において、東京都給料表への移行などにより 1,300 万円の効果額あり。また、平成 25 年度決算時では、扶養手当の減額、部長職の給料の 8%カットなどにより、さらに 1,000 万円の効果額が見込まれる)	
	職員人件費の見直し (退職手当)	0 円	4,400 万円	(B 欄)は、官民格差を国家公務員並みの 400 万円と仮定し、平均定年退職者数 11 人で乗じた (※平成 25 年度決算時では 1,400 万円の効果額が見込まれる)	
	議会費の見直し	590 万円	3,310 万円	(B 欄)は、中間答申効果額試算の未実施分	
	その他事務事業の見直し		(※C)		
特別会計の健全化を	国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮	1 億 7,500 万円	1 億 5,000 万円	(B 欄)は、中間答申効果額試算の未実施分	
	下水道事業特別会計繰出金の圧縮	2 億円	0 円		
補助金・負担金、扶助費の見直しを	補助金・負担金全般の見直し	0 円	3,261 万円	(B 欄)は、任意性の高い市独自の項目(一般財源約 3.2 億円)を 10%削減した場合	
	扶助費全般の見直し	0 円	4,123 万円	(B 欄)は、任意性の高い市独自の項目(一般財源約 4.1 億円)を 10%削減した場合	
行政サービスと事業の適正な負担を	総合体育館施設使用料(グリーンパス)の見直し	0 円	712 万円	(B 欄)は、60 歳以上 70 歳未満を大人料金とした場合	
	自転車駐車場使用料の見直し	3,614 万円	1,286 万円	(B 欄)は、中間答申効果額試算の未実施分	
	家庭ごみ有料化の実施	0 円	5,900 万円	(B 欄)は、事業収支 3,900 万円及び多摩川衛生組合分担金軽減分 2,000 万円の合計	
	保育料の見直し	0 円	182 万円	(B 欄)は、最高所得者階層を引き上げた場合	
	都市計画税の見直し	0 円	—		
市民サービスの向上・効率化を	資産の有効活用	0 円	(※C)	市役所駐車場をコインパーキングにする等、低・未利用地を積極的に活用	
	施設民営化(保育園)	0 円	2 億 4,704 万円	(B 欄)は、1 園あたりの効果額 6,926 万円に 4 園を乗じた額(2 億 7,704 万円)から、普通交付税算定相当分(3,000 万円)を差し引いた額 ※但し、定員を削減する場合は、効果額の二重計上となることから、合計からは控除する必要がある	
	市直営施設の見直し・指定管理者制度の活用		5,307 万円	(B 欄)は、福祉会館・総合体育館・芸術小ホール・郷土文化館などの指定管理料を 10%削減した場合	
市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために	「365 日 24 時間安心・安全なまちづくり」の実現	—	(※C)	魅力あるまちづくりや、まちの活性化を通じて税収増を図る 寄付金制度の充実・ネーミングライツ ※計画事業を工夫精査することでも、経費の削減を図る	
計		(A) 4 億 1,704 万円	(B) 7 億 2,923 万円	(※C) 7,077 万円	
合 計			8 億円		(B) + (※C)
合 計(既に実施した分も含む)		12 億 1,704 万円			(A) + (B) + (※C)

第 5 章 財政健全化のための仕組みづくり

(1) 今後の各種市民負担見直しに係るルール

国立市の財政は、基本的に市民が納めた税金により支えられている。現状の歳出のあり方を見直すことなく、その一方でコストと比較して相対的に低い市民負担が常態化することにより、市財政の赤字を将来世代に転嫁し続けるようなことはあってはならない。

ここでは、市財政を健全な状態に向かって改善し続けて行くことができるよう、また、財政が健全となった場合においても再び悪化しないよう、以下の 4 項目を「今後の各種市民負担の見直しに係るルール」として提言する。

なお、ここで対象とする各種市民負担とは、使用料、手数料、本人等負担金及び目的税のことを指す。具体的な検討については、市が責任を持ち、行うことを求めたい。

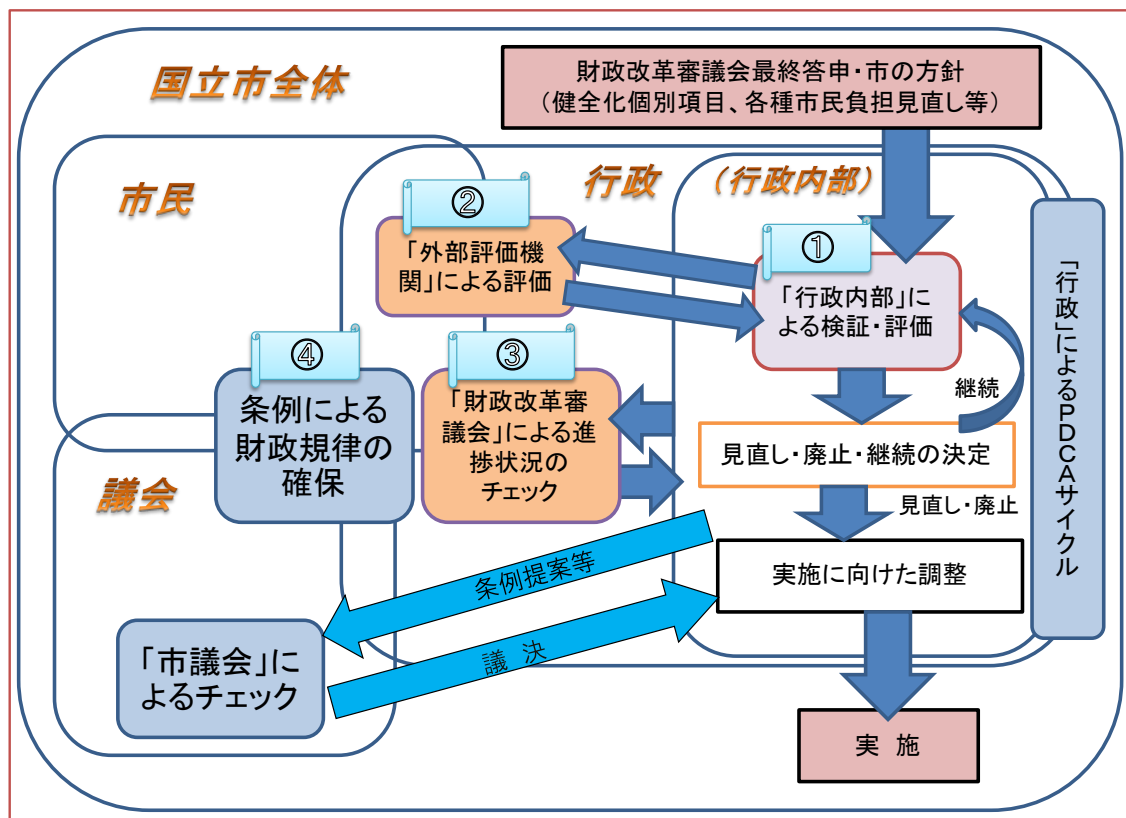
- ◆ 行政が効果的・効率的な運営に努めたうえで、適切な経費を算出し、適切な金額を設定すること
- ◆ 近隣市との比較を行うこと
- ◆ 応能負担による料金体系の設定、減免基準の明確化を行うこと
- ◆ 定期的・継続的な見直しを行うこと

(2) 財政健全化のための仕組みづくり

これまで行財政改革が何回も計画・実施されてきたにもかかわらず、未だに市財政が厳しい状況にある要因には、第 2 章において「国立問題」として指摘したように、各種市民負担の見直しが継続的に行われなかったこと、及び事務事業全体の見直しと歳出削減について、市長と市議会が中長期の確固たる改革のビジョンを共有できず、結果として見通しを欠いた場当たりの対応に終始してきたことがある。

本審議会では、財政健全化の仕組みづくりとして、以下の 4 項目を着実に実施し、かつ継続していくべきであることを提言する。

- ① 内部評価の徹底
- ② 外部評価機関の設立
- ③ 財政改革審議会による答申内容の進行管理
- ④ 条例化による財政規律の確保



[図 7] 財政健全化のための仕組み(イメージ)

① 内部評価の徹底

国立市では、これまで全事務事業の評価を行政評価システムのもとで実施してきた。行政評価システムは、各施策の目的を見据えたうえで Plan→Do→Check→Action のサイクル(PDCA サイクル)により、常に市の事業を見直し、職員の意識・行動様式を含め、市行政そのものを改革していく仕組みである。また、行政評価結果のわかりやすい公表により、市政の透明性が高まり、改革に対する住民の理解・納得も深まることとなる。

事務事業の細部まで知り得ている職員による内部評価をまず徹底させ、その結果を外部評価に繋げるべきである。

② 外部評価機関の設立

現行の行政評価システムは行政内部で完結しており、仮に見直すべき事務事業があったとしても、行政が本気で取り組まなければ、歳出の削減や事業の組み替えが進まない、といった課題が見受けられた。

そのような課題を解決するため、また評価について客観性をより持たせるため、各種見直しに係る「外部評価機関」を設立し、行政内部による検証・評価をもとに外部評価を実施し、その結果を受けて行政内部で見直し・

廃止・継続の決定を行っていく仕組みを構築すべきである。

また、行政評価システム全体では、事業の必要性や費用対効果等の検証、事業の終期や終了条件の明示等に関する確認を強化することにより、歳出の削減や事業の組み替えが着実に進められるような仕組みとすべきである。

特に、最終答申における健全化個別項目のうち、事務事業の見直し、補助金・負担金全般の見直し、扶助費全般の見直し及び各種市民負担見直しに係る項目については、この仕組みの中で検証すべきである。

③ 財政改革審議会による進捗状況のチェック

第 2 章においても指摘したが、これまでに市が設置した財政健全化に関する審議会等の答申や、行政が策定した改革プランにおいて健全化に関する様々な提言・取り組みの計画があったものの、実際には一回限りの改革に終わり、その後継続的な見直しがなされなかった事項、また、具体化されなかった事項が見受けられた。

そのような課題を解決するため、最終答申を提出した後も財政改革審議会委員による答申内容の進行管理が適宜行えるような仕組みを考えていくべきである。

④ 条例化による財政規律の確保

少子高齢化が進む厳しい時代にあっても、地方公共団体が住民福祉の向上を目指し、行政サービスの安定的な供給を行っていくためには、その財政が健全であることが必要である。

財政健全化のために、行財政の定期的・継続的な見直しを行うためには、従来のような数値目標の設定だけでは足りない。すなわち、岐阜県多治見市の「健全な財政に関する条例」のように、これまでの方策から一歩進んだ仕組みの構築が必要である。

条例化にあたっては、市当局と市議会とが合意することが不可欠であるが、もとより広く市民の納得を得ることが必要である。財政規律の確保に向け、市政及び市財政を熟知している市当局及び市議会議員の努力を期待する。

おわりに

市の人口はピークを迎え、間もなく人口減少社会・少子高齢社会に突入します。このような時代に国立市がどのような将来像を見据えてまちづくりをしていくべきか、現時点において明確な方向性を定めておくことはとても重要なことです。しかし、将来像の実現のためには新たな政策・事業を実施する必要がありますが、急激な歳入増が到底見込めない中では、事業の組み替えや見直しなどの財政健全化を行うことにより財源を捻出しなければなりません。

まず、国立市財政の現状を分析したところ、市財政の課題には「赤字地方債の発行と財政調整基金の取り崩しにより財政運営を行っていること」、「効果額が大きな一部の健全化項目が実施されていないこと」の2点があり、また、「国立問題」とも言うべき特徴も見受けられました。そのような市財政の課題や特徴に対し、本審議会では健全化目標を「赤字地方債に頼らない財政運営を行うこと」とし、最終答申における健全化目標額を約8億円と設定しました。

その目標を達成するため、まず「国立市財政の基本的あり方」を確認し、その上で「財政健全化のための具体的方策」を審議し、健全化効果額として約8億円の健全化個別項目を提示しました。これら健全化個別項目には長期的な取り組みとなるものや、継続的な見直しが必要となる取り組みが多くあります。

そこで本答申では、市財政の健全化に向けた継続的な努力と、それによる着実な成果を求めて、「今後の各種市民負担見直しに係るルール」や「財政健全化のための仕組みづくり」についても審議し、取りまとめました。

国立市はこれまでも財政改革案を何度も提出しながらも、結果としてその実現には至らず、財政赤字を膨らませてきました。そうした事態の繰り返しを避けるためには、市長をはじめとした市当局、市議会、そして市民全体が市財政の状況について理解を共有し、本答申で示した取り組みを不退転の思いで進める必要があります。

今後見込まれる厳しい社会状況の中においても、財政健全化に向けた積極的な取り組みを国立市が着実に行うことにより、市の財政基盤が安定化し、魅力あるまちづくりが実現されることを期待いたします。また、その実現に向け本審議会も支援してまいります。

＜参考資料＞

① 諮問書（公印なし）・・・・・・・・・・・・・・・・	39
② 国立市財政改革審議会設置条例・・・・・・・・	40
③ 国立市財政改革審議会委員名簿・・・・・・・・	42
④ 国立市財政改革審議会におけるこれまでの審議経過・・・・・・・・	43

① 諮問書（公印なし）

国 企 経 発 第 2 7 号
平成 2 4 年 3 月 2 2 日

国立市財政改革審議会
会長 田近 栄治 様

国立市長 佐 藤 一 夫

諮 問 書

国立市財政改革審議会設置条例第 2 条第 1 項に基づき、下記事項について貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

記

1. 諮問事項

- （１）国立市財政の基本的なあり方について
- （２）財政健全化のための具体的方策
- （３）今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて

2. 諮問理由

国立市では、財政健全化に向けた取組は急務となっています。

歳出面では特別会計への繰出金や扶助費の大幅な伸びが財政を圧迫し、また、歳入面では財政調整基金の取崩しや赤字地方債の発行により財源不足分を補てんしており、いまだ「収支均衡」にはほど遠い状況にあります。

このことから、「収支均衡」はもとより、「弾力性の確保」、「長期財政の安定化」に向けた目標設定を行い、その上で市行財政の基本的なあり方、財政健全化のための具体的方策、今後の各種市民負担の見直しに係るルール等について調査及び審議する必要がありますので、貴審議会に諮問するものです。

以 上

② 国立市財政改革審議会設置条例

平成23年12月27日条例第21号

改正

平成24年12月26日条例第28号

(設置)

第1条 国立市の財政健全化に資するため、国立市財政改革審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、国立市の財政に関する事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、前項の規定により答申した事項に係る進捗状況について、必要に応じて市長に報告を求めることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 4人以内

(2) 市民 8人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名するものとする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策経営部政策経営課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中第60号を第61号とし、第19号から第59号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 国立市財政改革審議会委員

第4条中「第2条第15号から第57号まで」を「第2条第15号から第58号まで」に改める。

第5条中「第2条第58号から第60号まで」を「第2条第59号から第61号まで」に改める。

別表第2中「

指定管理者選定委員会委員	〃 9,100円
--------------	----------

」を「

指定管理者選定委員会委員	〃 9,100円
財政改革審議会委員	〃 9,100円

」に改める。

付 則 (平成24年12月26日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

③ 国立市財政改革審議会委員名簿

(敬称略・区分ごとの五十音順)

平成24年3月22日現在

役 職	氏 名	肩書き等	備 考
	金井 雅彦	多摩信用金庫 価値創造事業部 部長	学識経験者委員
	木村 淳二	木村会計事務所 所長	学識経験者委員
会 長	田近 栄治	一橋大学経済学研究科 教授	学識経験者委員
	山重 慎二	一橋大学経済学研究科 准教授	学識経験者委員
	岡本 正伸		市民委員 (商工団体推薦)
	佐藤 英明		市民委員 (農業団体推薦)
	坪坂 聖子		市民委員 (教育関係)
	遠山 英周		市民委員 (労働団体関係)
	原田 洋示		市民委員 (納税協力団体推薦)
副会長	山路 憲夫		市民委員 (福祉関係)
	今泉 紀子		市民委員 (公募)
	柳澤 昌三		市民委員 (公募)

※学識経験者委員及び市民委員の任期は平成24年3月22日～平成26年3月21日

④ 国立市財政改革審議会におけるこれまでの審議経過

回	日時・場所	テーマ（議事）
第1回審議会	平成24年3月22日（木） 19：00～21：10 くにたち福祉会館 4階大ホール	☒ 会長の選任について ☒ 審議会の今後の進め方について ☒ 市財政の状況等について ☐ その他
第2回審議会	平成24年4月12日（木） 19：00～20：55 国立市役所 3階第1・2会議室	☒ 市財政の状況について ☒ 国立市財政の基本的なあり方について ☐ その他
第3回審議会	平成24年5月8日（火） 19：00～21：00 国立市役所 3階第1・2会議室	☒ 国立市財政の基本的なあり方について ☐ その他
第4回審議会	平成24年5月31日（木） 19：00～21：10 国立市役所 3階第1・2会議室	☒ 国立市財政の基本的なあり方について ☒ 財政健全化のための具体的方策 ☐ その他
第5回審議会	平成24年6月28日（木） 19：00～21：30 国立市役所 3階第1・2会議室	☒ 財政健全化のための具体的方策 ☐ その他
第6回審議会	平成24年7月19日（木） 19：00～21：12 国立市役所 3階第1・2会議室	☒ 財政健全化のための具体的方策 ☒ 中間答申（案）の検討 ☐ その他
第7回審議会	平成24年7月31日（火） 19：00～21：10 国立市役所 3階第1・2会議室	☒ 中間答申の決定 ☐ その他
中間答申	平成24年8月28日（火）	◎市長に対し中間答申
第8回審議会	平成24年10月30日（火） 19：00～21：00 国立市役所 3階第1・2会議室	☒ 中間答申を受けた市の対応状況について ☒ 審議会の今後の進め方について ☐ その他
第9回審議会	平成24年11月20日（火） 19：00～21：30 国立市役所 3階第1・2会議室	☒ 財政健全化のための具体的方策 ☐ その他
第10回審議会	平成25年1月31日（木） 19：00～21：00 国立市役所 3階第1・2会議室	☒ 財政健全化のための具体的方策 ☒ 今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて ☐ その他
第11回審議会	平成25年2月26日（火） 19：00～21：00 国立市役所 3階第1・2会議室	☒ 財政健全化のための具体的方策 ☒ 今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて ☐ その他
第12回審議会	平成25年4月25日（木） 19：00～21：05 国立市役所 3階第1・2会議室	☒ 財政健全化のための具体的方策 ☒ 今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて ☐ その他
第13回審議会	平成25年5月28日（火） 19：00～21：10 国立市役所 3階第1・2会議室	☒ 財政健全化のための具体的方策 ☒ 今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて ☐ その他
第14回審議会	平成25年6月27日（木） 19：00～21：20 国立市役所 3階第1・2会議室	☒ 最終答申（案）の検討 ☐ その他
第15回審議会	平成25年7月25日（木） 19：00～21：10 国立市役所 3階第1・2会議室	☒ 最終答申の決定 ☐ その他
最終答申	平成25年8月21日（水）	◎市長に対し最終答申